

滑川市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

滑川市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨、現状 1
- 2 計画の目標・取組期間 2
- 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
- 4 関連する取組、今後のフォローアップについて 6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

これまで滑川市教育委員会では、令和2年度に策定した「滑川市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」（以下、上限方針）において示された上限時間の遵守に向け、教育職員に対し上限方針の周知を行うとともに、保護者や地域との連携による教育環境の改善を図るため、毎年「学校における働き方改善リーフレット」を保護者に配付し協力を得るなど、教育職員の働き方改革に取り組んできた。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）」が改正され、給特法第8条第1項において、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。

本計画は、給特法第8条に基づき、本市小中学校における業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものである。

第3次滑川市教育大綱（以下、大綱）の基本方針1に定める「一人ひとりの可能性を引き出すきめ細かな教育の推進」に向け、学校の働き方改革により、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、全ての子どもたちへのよりよい教育が実現し、教育の質の向上が図られるものとされている。

また、大綱の基本方針1の取組については、令和8年度から令和12年度までを期間としていることから、本計画の取組についても中長期的な継続した取組が必要であると考え、複数年にわたる計画を策定することとし、教育職員の業務量を適切に管理し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとした。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年度に上限方針を定め、教育職員の出退勤時間を記録し、時間外在校時間等の把握を行っている。その結果が資料1である。

【資料1】 年間の平均時間外在校時間

	小学校平均	中学校平均	全体平均
令和3年度	35時間 34分	61時間 05分	44時間 13分
令和4年度	36時間 05分	60時間 12分	43時間 44分
令和5年度	32時間 22分	48時間 38分	37時間 30分
令和6年度	31時間 14分	48時間 36分	36時間 36分

資料1を見ると、全体の時間外在校時間は年々縮減されており、長時間労働の是正が着実に進んでいると考える。しかし、中学校においては令和5年度と令和6年度は微減となっており、今後も業務の効率化など、さらなる業務改善が必要である。

2 計画の目標・取組期間

(1) 目標

- ・時間外在校時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。
- ・年間の平均時間外在校時間を令和6年度比で25%以上削減する。
(参考 小学校：約7.8h以上 中学校：約12.2h以上)
- ・ストレスチェックにおける心理的な仕事の負担（量・質）を全国平均以下とする。(R7結果 量：偏差値48.6 質：偏差値49.0)
- ・教育職員が、子どもたちや保護者とよりよい関係の構築や授業準備の成果などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

この目標は、時間外在校等時間を削減することのみを目指すものではなく、業務改善を進めた結果として、子どもたちと向き合う時間が確保できたり、よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽を確保できたりすることにより、学びの变革や学校の在り方の变革が進むことを目指すものである。

(2) 取組期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 文部科学省による「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・令和8年度からは国による小学校の給食費の負担軽減制度が実施される。また、中学校の給食費や学校集金については、先行する自治体の事例等を参考に、公会計化のシステムを検討する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働本部の設置や地域学校協働活動推進員の配置を検討する。関係者間の連絡調整等については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者に対して、相談窓口（市教育センター、市教育委員会）の周知徹底を図るとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・デジタル技術の活用による負担軽減を図る。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・必要に応じてICT支援員等を活用する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・市教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行う。
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校プールについては、施設状況によっては市民プールの利用に移行することを検討する。
 - ・体育館の地域開放については、引き続き市教育委員会生涯学習・スポーツ課が管理を担う。

- ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員の輪番等による負担軽減を促進する。
 - ・学校の実情を踏まえつつ、学校運営協議会において、地域住民による見守り体制を構築することも検討する。
- ⑫ 校内清掃
 - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
 - ・令和8年度からは、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進め、負担軽減を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。
- ⑮ 授業準備
 - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
 - ・チーム担任制の導入により業務負担の分散化を図り、柔軟な働き方を推進する。
- ⑯ 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能を活用することによって、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑰ 学校行事の準備・運営
 - ・事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ⑱ 進路指導の準備
 - ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや地域就労支援アドバイザー等の外部人材等の活用を進める。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的な知見を活用する。また、こども家庭センターとも連携し家庭の対応にあたる。
- ・不登校児童生徒への対応については、教育支援センターやほっとルーム（校内教育支援センター）の機能強化による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理等の校務を効率化する。
- ・市教育委員会が作成する、「学校における働き方改善リーフレット」を保護者や学校運営協議会委員等の教育活動協力者に配布し、学校、家庭、地域の連携を図り、働き方改革を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えるなど、疲労の蓄積が疑われる教育職員には、医師による診察や相談・面接指導を勧めるなど、必要な取組を実施する。
- ・終業から始業までに、11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業期間中は、連続した休暇（原則として週休日を含めた7日以上）の休暇が取得できるよう学校閉庁日を設定する。
- ・1学期の始業式までの準備期間を5日間は確保し、教育職員がゆとりをもって教育活動の準備を進めることができるようにする。

4 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、滑川市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保においては関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックや健康診断の結果から把握する。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校には、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。